

栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務 審査要領

1 目的

本要領は、栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務に係る公募型プロポーザルの実施にあたり、参加者を公平に評価するために必要な項目を定めることを目的とする。

2 審査対象

審査の対象事業者は次に掲げる条件をすべて満たし、一つでも満たない場合は審査の対象事業者に該当しないものとする。

- (1) プロポーザル実施要領に記載の参加資格を有すること。
- (2) プロポーザル実施要領に記載の提案上限額以下の見積金額を示すこと。

3 審査方法

企画提案内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(1) 書類審査（一次審査）

書類審査は、「4(1)審査項目と配点」に記載する審査項目のうち、【1 会社概要・財務状況】【2 業務実績】【4 業務人的能力】【9 見積金額】について行う。書類審査は事務局にて行い、審査委員会の承認を経て決定する。

(2) プレゼンテーション審査（二次審査）

プレゼンテーション審査は、「4(1)審査項目と配点」に記載する審査項目のうち、【3 業務執行体制】【5 運転・保守点検等業務】【6 災害時危機管理対応】【7 その他独自提案事項】【8 プレゼンテーション】について行う。プレゼンテーション審査における各審査委員の評価を取りまとめ、事業者の評価とする。

(3) 一次審査と二次審査

提案事業者が4者以上の場合、書類審査を一次審査として実施し、上位3者のみ、プレゼンテーション審査を二次審査として行うものとする。

4 審査内容

(1) 審査項目と配点

提出書類、プレゼンテーション等により、表1「栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務審査基準表」の内容を審査する。

表 1 審査基準表

栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務(審査基準)

審査番号	審査項目	審査内容		審査基準	配点
1	会社概要および財務状況	財務状況を確認し、安定的な業務の遂行能力を審査する		自己資本比率について評価する。(0～10%=1点、10～30%=2点、30～40%=3点、40～50%=4点、50%以上=5点)	5
				流動比率について評価する。(100%未満=1点、100～150%=2点、150～200%=3点、200～300%=4点、300%以上=5点)	5
2	業務実績	実施要領の6参加資格の(6)実績を確認する		実績件数について評価する。 (1件=1点、2件=5点、3件=10点、4件=15点、5件以上=20点)	20
3	業務執行体制	指揮命令系統と責任体制を確認する		具体的に明示されているか、実行性について審査する。	10
		人員配置の充実	昼間（保守点検）	業務仕様書に基づく人員配置や、業務を遂行できるかを審査する。	5
			夜間（保安点検）	業務仕様書に基づく人員配置や、業務を遂行できるかを審査する。	5
		応援人員体制の充実		具体的に明示されているか、緊急連絡体制について審査する。	5
		委託業務を開始する前の引き継ぎについて		具体的に明示されているかについて審査する。	5
4	業務を行う人的能力	特記仕様書第5条に規定する総括責任者の業務実績		実施要領の6参加資格の(6)の実績での勤務年数について評価する。 (1年=1点、2年=3点、3年=5点、4年=10点、5年以上=15点)	15
		特記仕様書第6条に規定する副総括責任者の業務実績		実施要領の6参加資格の(6)の実績での勤務年数について評価する。 (1年=1点、2年=2点、3年=4点、4年=6点、5年以上=10点)	10
		特記仕様書第7条に規定する従事者の業務実績		実施要領の6参加資格の(6)の実績での平均勤務年数について評価する。 (1年=1点、2年=2点、3年=3点、4年=4点、5年以上=5点)	5
5	運転・保守点検等業務	運転・保守点検等業務の体制および考え方		業務体制、運転・保守点検等業務についての考え方、具体的に明示されているか、について評価する。	15
6	災害時等危機管理対応	災害時、緊急時の対応・体制について		緊急時の業務体制、具体的に明示されているか、会社としての取り組み等について評価する。	15
7	その他独自提案事項	安心安全な水道水の安定供給やよりよい施設の維持管理方法等があれば提案すること。		提案内容に裏付けがあるか、および具体的に明示されているかについて評価する。新たな発想に基づく提案等があるかについて評価する。	15
8	プレゼンテーション	提案書のプレゼンテーション及び本市からのヒアリングに回答すること。		・全体的な提案内容が提案依頼書・仕様書に対して、妥当性・適合性があるか。(5点) ・提案は実現性のあるものになっているか。(5点) ・プレゼンテーションは聞きやすく・熱意があり・信頼できるものか。(5点)	15
9	見積金額			見積額は以下の基準で評価する。 配点50点×最低見積金額÷見積金額(小数点以下は切捨て)	50
				合 計	200

(2) 評価

審査基準表の各審査項目において、各審査委員により評価を行い、事業者の評価点とする。

5 最終評価

「4(2) 評価」の基準に基づき算出した各審査委員の評価点の合計を、最終的な事業者の総合評価点とする。

6 優先交渉者の選定

(1) 総合評価点の最も高い事業者を優先交渉者として選定する。

(2) 総合評価点が高点の場合は、審査項目【9 見積金額】の評価点が高い事業者を選定する。

【9 見積金額】の評価点が高点の場合は、【5 運転・保守点検等業務】の評価点が高い事業者を選定する。

(3) 提案者が1者であっても、本審査は成立するものとする。その場合において、総合評価点が700点以上であれば優先交渉者として選定する。

(4) 優先交渉者として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合又は同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち総合評価点が高点であったものから順に本業務についての交渉を行う。